

事 務 連 絡
令和 8 年 4 月 24 日

(別 記) 関 係 各 位

厚生労働省保険局医療課

令和 8 年度診療報酬改定におけるベースアップ評価料に係る
施設基準の届出について (周知)

標記について、別添にて、地方厚生(支)局医療課あて通知しましたので、各位におかれましても、関係者に対し周知を図られますようお願いいたします。

公益社団法人 日本医師会 御中
公益社団法人 日本歯科医師会 御中
公益社団法人 日本薬剤師会 御中
一般社団法人 日本病院会 御中
公益社団法人 全日本病院協会 御中
公益社団法人 日本精神科病院協会 御中
一般社団法人 日本医療法人協会 御中
一般社団法人 日本社会医療法人協議会 御中
公益社団法人 全国自治体病院協議会 御中
一般社団法人 日本慢性期医療協会 御中
一般社団法人 日本私立医科大学協会 御中
一般社団法人 日本私立歯科大学協会 御中
一般社団法人 日本病院薬剤師会 御中
公益社団法人 日本看護協会 御中
一般社団法人 全国訪問看護事業協会 御中
公益財団法人 日本訪問看護財団 御中
独立行政法人 国立病院機構本部 御中
国立研究開発法人 国立がん研究センター 御中
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター 御中
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 御中
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター 御中
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター 御中
国立健康危機管理研究機構 御中
独立行政法人 地域医療機能推進機構本部 御中
独立行政法人 労働者健康安全機構本部 御中
健康保険組合連合会 御中
全国健康保険協会 御中
健康保険組合 御中
公益社団法人 国民健康保険中央会 御中
社会保険診療報酬支払基金 御中
財務省主計局給与共済課 御中
文部科学省高等教育局医学教育課 御中
文部科学省高等教育局私学部私学行政課 御中
総務省自治行政局公務員部福利課 御中
総務省自治財政局公営企業課準公営企業室 御中
警察庁長官官房人事課 御中
労働基準局安全衛生部計画課 御中
労働基準局補償課 御中
各都道府県後期高齢者医療広域連合 御中

事 務 連 絡
令和 8 年 4 月 24 日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

令和 8 年度診療報酬改定におけるベースアップ評価料に係る
施設基準の届出について（周知）

令和 8 年度診療報酬改定における施設基準の届出等に係る取扱いについては、「令和 8 年度診療報酬改定における施設基準の届出及び審査支払機関への情報提供等の対応について」（令和 8 年 3 月 31 日保険局医療課医務連絡）により示したところである。

今般、ベースアップ評価料の届出に必要な様式や届出の方法等について、別添のとおり整理したことから、貴管下の保険医療機関等への周知等に活用されたい。

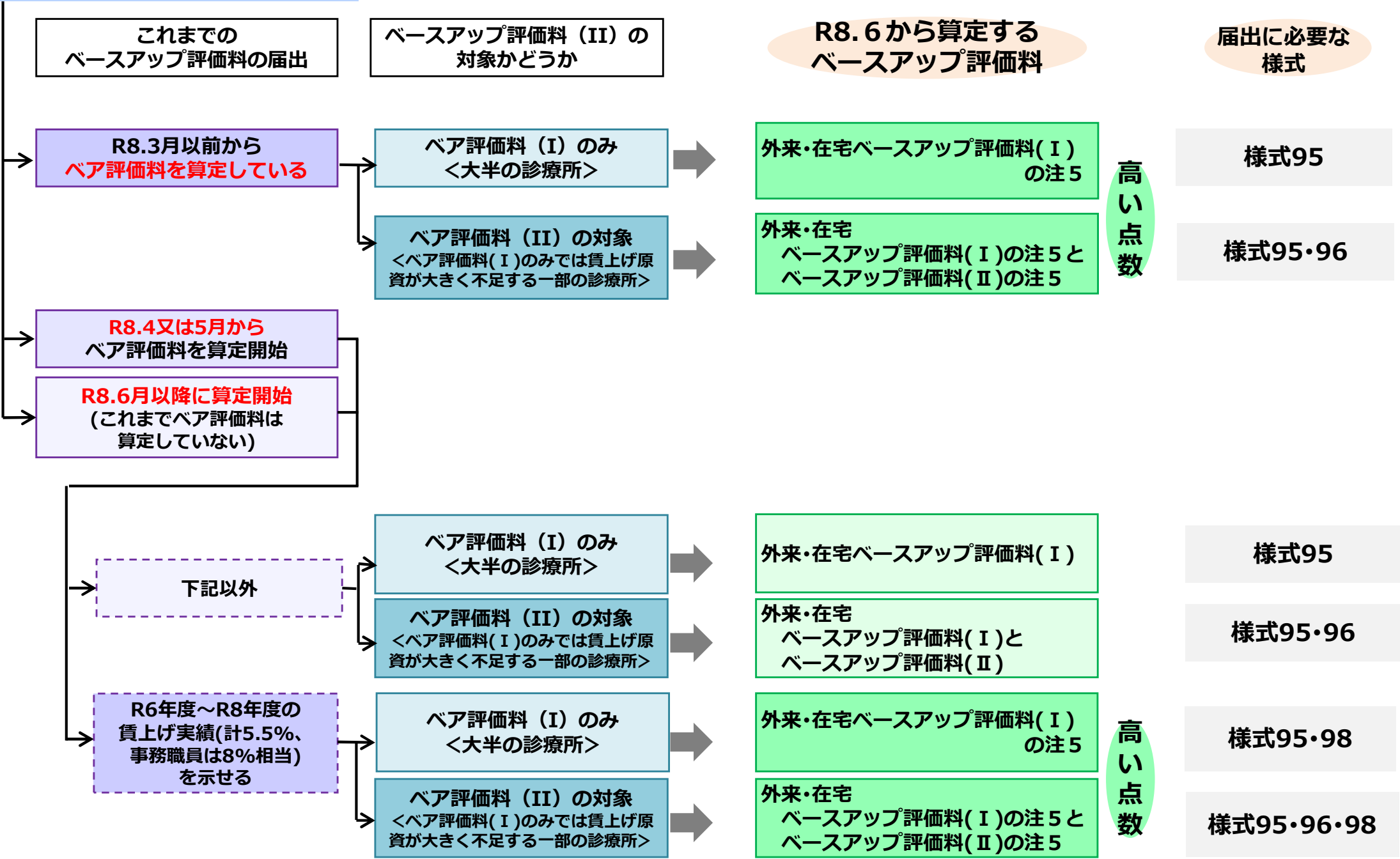
なお、令和 8 年度診療報酬改定以前にベースアップ評価料に係る届出を行っており、引き続き令和 8 年 6 月 1 日以降もベースアップ評価料を算定する保険医療機関等であっても、施設基準において求められる内容が変更されていることから、令和 8 年 6 月 1 日までに改めてベースアップ評価料の届出を行う必要があることに留意されたい。

掲載先：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00053.html

ベースアップ評価料の届出に必要な様式 早見表 <令和8年度版>

(別添)

無床診療所の場合



ベースアップ評価料の届出に必要な様式 早見表 <令和8年度版>

有床診療所の場合

これまでの
ベースアップ
評価料の届出

入院ベースアップ評価料 と
外来・在宅ベースアップ評価料 (II)
のいずれを選ぶか

R8.6 から算定する
ベースアップ評価料

届出に必要な
様式

有床診療所では、入院ベースアップ評価料と外来・在宅ベースアップ評価料(II)を選択できます。
多くの有床診療所では入院ベースアップ評価料の方が算定できる総点数が高くなりますが、入院患者
が極めて少ない場合、外来・在宅ベースアップ評価料(II)のほうが総点数が高くなる場合があります。

R8.3月以前から
ベア評価料を
算定している

入院ベースアップ評価料
を選択

外来・在宅ベースアップ評価料(I)の注5と
入院ベースアップ評価料

様式95・97・
98

外来・在宅ベースアップ評価料
(II) を選択

外来・在宅ベースアップ評価料(I)の注5と
外来・在宅ベースアップ評価料(II)の注5

様式95・96

※入院ベースアップ評価料又は外来・在宅ベースアップ評価料(II)のいずれかを算定していた場合をいいます。
外来・在宅ベースアップ評価料(I)のみを算定していた場合は、「算定していない」の選択肢に進んでください。

R8.4又は5月から
ベア評価料を
算定開始

R8.6月以降に
算定開始
(これまでベア評価料を
算定していない)

入院料には令和6年度改定によるベースアップ評価料が含まれているため、令和8年3月ま
でにベースアップ評価料を算定していなかった医療機関は、入院料の一部が減算されます。

下記以外

入院ベースアップ評価料
を選択

外来・在宅ベースアップ評価料(I)と
入院ベースアップ評価料

入院料
減算対象

様式95・97

外来・在宅ベースアップ評価料
(II) を選択

外来・在宅ベースアップ評価料(I)と
外来・在宅ベースアップ評価料(II)

入院料
減算対象

様式95・96

R6年度～
R8年度の
賃上げ実績
(計5.5%、
事務職員は
8%相当)
を示せる

入院ベースアップ評価料
を選択

外来・在宅ベースアップ評価料(I)の注5と
入院ベースアップ評価料

様式95・97・
98

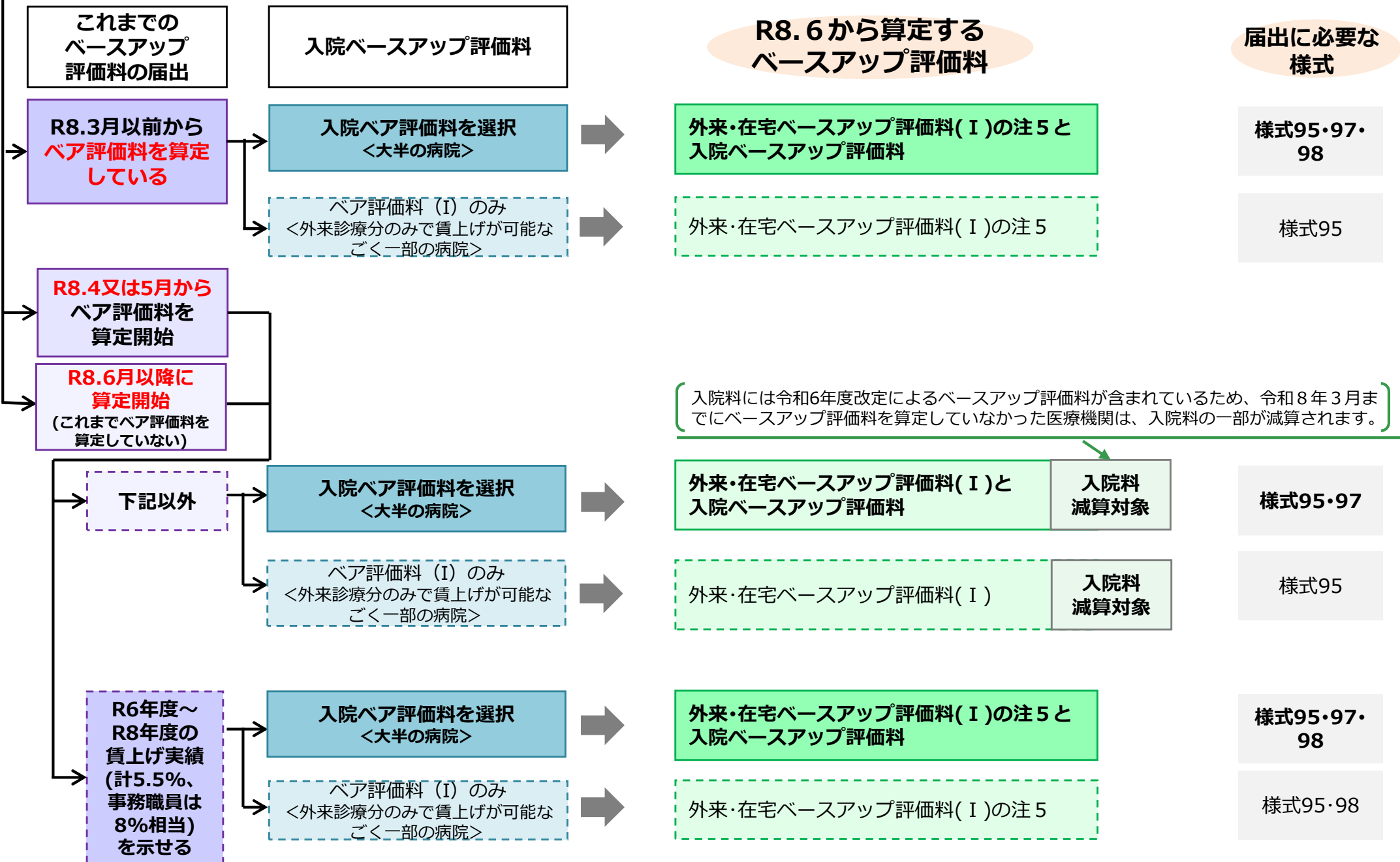
外来・在宅ベースアップ評価料
(II) を選択

外来・在宅ベースアップ評価料(I)の注5と
外来・在宅ベースアップ評価料(II)の注5

様式95・96・
98

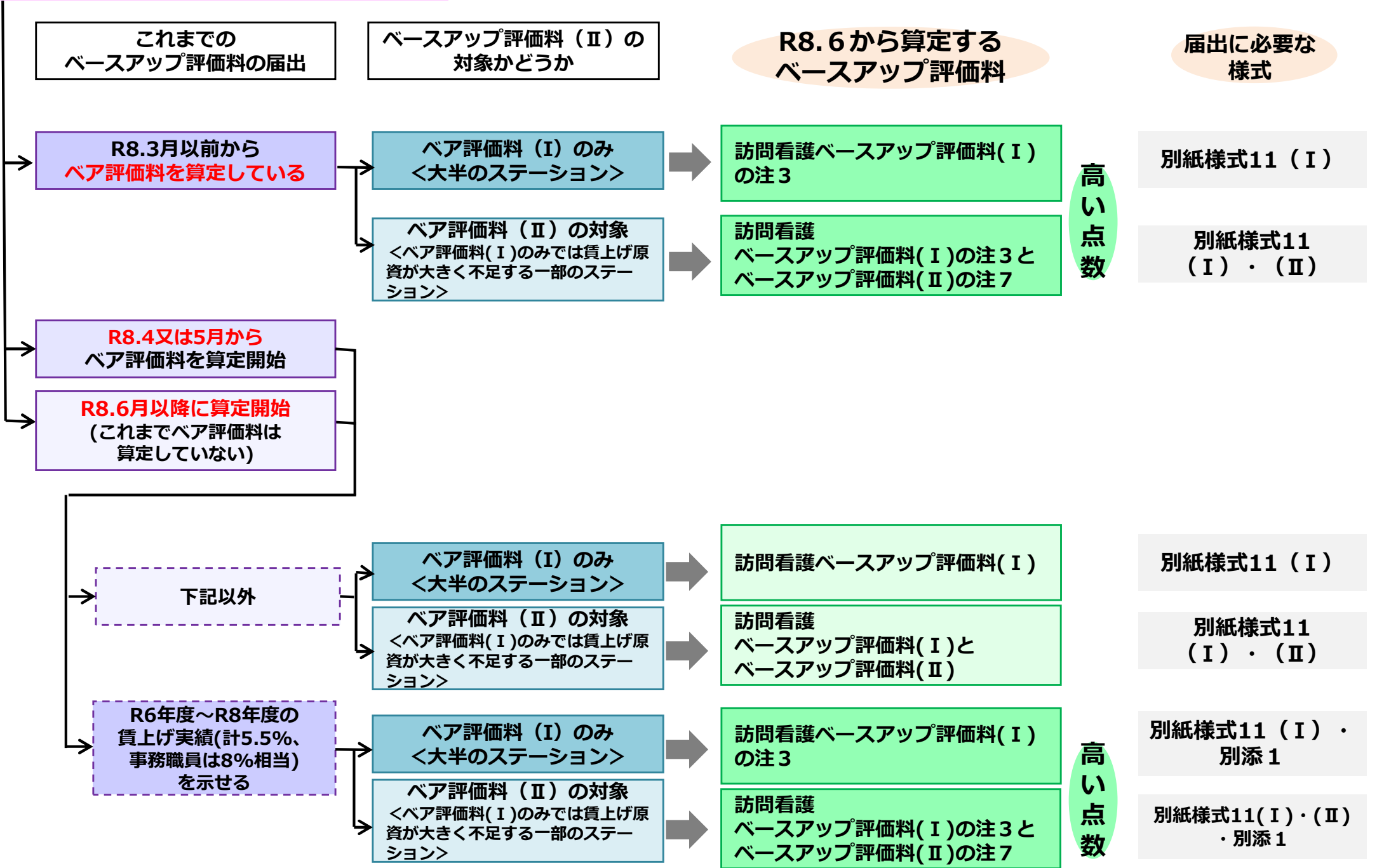
ベースアップ評価料の届出に必要な様式 早見表 <令和8年度版>

病院の場合



ベースアップ評価料の届出に必要な様式 早見表 <令和8年度版>

訪問看護ステーションの場合



令和8年5月以前にベースアップ評価料を算定している医療機関・訪問看護ステーション向け

これまでにベースアップ評価料を届け出ている、
令和8年6月以降も算定を続けるには、**改めて、令和8年5月中に届出が必要です**

必要な手続き

令和8年5月

5月7日(木)から6月1日(月)(必着)までに、地方厚生局(都道府県事務所)へ、該当の様式を提出
↓
令和8年6月から新ベースアップ評価料の算定開始

令和8年8月

8月中に、令和7年度「賃金改善実績報告書」を提出(令和7年度の実績を報告)

8月中に、令和8年度「賃金改善中間報告書」を提出(令和8年度の6月~7月時点での賃上げ状況を報告)

令和9年5月

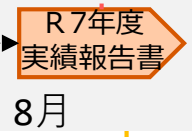
令和9年6月以降の算定継続に向けて、該当の様式を提出
※令和8年度から継続して外来・在宅ベースアップ評価料(I)訪問看護ベースアップ評価料(I)を算定する場合には届出は不要

令和9年8月

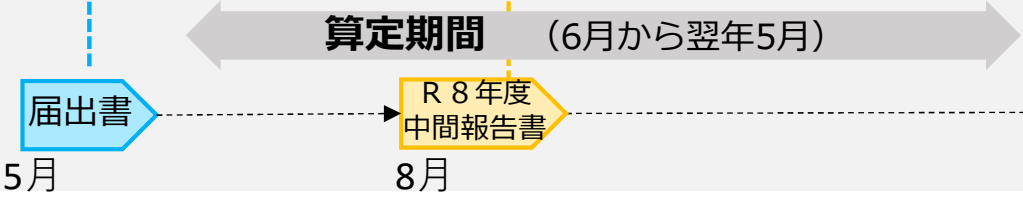
8月中に、令和8年度「賃金改善実績報告書」を提出(令和8年度の実績を報告)

8月中に、令和9年度「賃金改善中間報告書」を提出(令和9年度の6月~7月時点での賃上げ状況を報告)

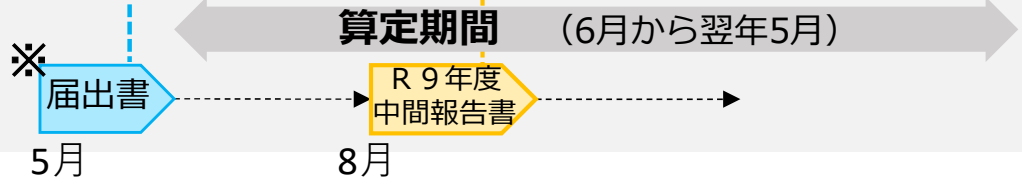
令和7年度の算定に関する手続き



令和8年度の算定に関する手続き



令和9年度の算定に関する手続き



令和8年6月以降にはじめてベースアップ評価料を算定する医療機関・訪問看護ステーション向け

ベースアップ評価料を

令和8年6月から算定するには、**令和8年5月中に** 届出が必要です

令和8年5月

令和8年8月

令和9年5月

令和9年8月

必要な手続き

5月7日(木)から6月1日(月)(必着)までに、地方厚生局(都道府県事務所)へ、該当の様式を提出

令和8年6月から新ベースアップ評価料の算定開始

8月中に、令和8年度「賃金改善中間報告書」を提出(令和8年度の6月～7月時点での賃上げ状況を報告)

令和9年6月以降の算定継続に向けて、該当の様式を提出

※令和8年度から継続して外来・在宅ベースアップ評価料(I)訪問看護ベースアップ評価料(I)を算定する場合には届出は不要

8月中に、令和8年度「賃金改善実績報告書」を提出(令和8年度の実績を報告)

8月中に、令和9年度「賃金改善中間報告書」を提出(令和9年度の6月～7月時点での賃上げ状況を報告)

令和8年度の算定に関する手続き

届出書
5月

算定期間 (6月から翌年5月)

R8年度
中間報告書
8月

R8年度
実績報告書
8月

令和9年度の算定に関する手続き

※届出書
5月

算定期間 (6月から翌年5月)

R9年度
中間報告書
8月

令和8年6月以降にはじめて調剤ベースアップ評価料を算定する保険薬局向け

調剤ベースアップ評価料を

令和8年6月から算定するには、**令和8年5月中に** 届出が必要です

令和8年5月

令和8年8月

令和9年5月

令和9年8月

必要な手続き

5月7日(木)から6月1日(月)(必着)までに、地方厚生局(都道府県事務所)へ、**様式103**を提出

令和8年6月から新ベースアップ評価料の算定開始

8月中に、令和8年度「賃金改善**中間**報告書」を提出(令和8年度の6月~7月時点での賃上げ状況を報告)

※様式104を提出

令和9年6月以降の算定継続に向けて、該当の様式を提出

※令和8年度から継続して調剤ベースアップ評価料を算定する場合には届出は不要

8月中に、令和8年度「賃金改善**実績**報告書」を提出(令和8年度の実績を報告)

8月中に、令和9年度「賃金改善**中間**報告書」を提出(令和9年度の6月~7月時点での賃上げ状況を報告)

※様式104を提出

令和8年度の算定に関する手続き

届出書
5月

算定期間 (6月から翌年5月)

R8年度
中間報告書
8月

R8年度
実績報告書
8月

令和9年度の算定に関する手続き

※届出書
5月

算定期間 (6月から翌年5月)

R9年度
中間報告書
8月

ベースアップ支援料を

令和8年6月から算定するには、**令和8年5月中に** 届出が必要です

令和8年5月

必要な手続き

5月7日（木）から6月1日（月）（必着）までに、地方厚生局（都道府県事務所）へ、**様式101** を提出

令和8年6月からベースアップ支援料の算定開始

令和9年8月

8月中に、令和8年度「**実績報告書**」（様式102）を提出（令和8年度の実績を報告） ※様式102を提出

令和10年8月

8月中に、令和9年度「**実績報告書**」（様式102）を提出（令和9年度の実績を報告） ※様式102を提出

令和8年度の算定に関する手続き

届出書
5月

算定期間（6月から翌年5月）

R 8年度
実績報告書
8月

令和9年度の算定に関する手続き

5月

算定期間（6月から翌年5月）

5月

R 9年度
実績報告書
8月